

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
1	指定管理料	募集要項	4	8 (1) 指定管理料の上限が設定されていますが、水道光熱費および修繕費の想定額をご教示ください。（新築施設のため金額の想定が難しいため）	水道光熱費は、同規模類似施設を参考に指定期間を通して、総額27,847千円を想定しています。 施設の修繕は、基本には保守管理事業者が対応しますが、仕様書12表のとおり、「指定管理者の故意又は過失による損傷」及び「運営による損傷、第三者の行為による損傷等」については、指定管理者の対応となります。運営や管理手法で差が出てくるものと考えていますので、貴社管理施設等を参考に算定してください。
2	水道光熱費・修繕費	募集要項	4	指定管理料の上限額が設定されていますが、水道光熱費および修繕費の想定額をご教示ください。	
3	指定管理料	募集要項	4	基本委託料には一定の物価変動等が加味されているとあるが、どのような基準で加味し算出しているのか。	人件費、水道光熱費、その他の費用の3分類として、関連する物価統計の過去の長期的な上昇率を見込んでいます。
4	指定管理料の支払い	募集要項	4	8 (1) 年度ごとに支払うとあるが、本件の場合は6会計年度との認識で間違いないでしょうか。	間違いありません。
5	財務関係書類	募集要項	10	11 (5) ウ (キ) 財産目録を作成していない場合、提出は不要で宜しいでしょうか。	財産目録を作成していなければ、株主資本等変動計算書を提出してください。
6	納税証明書の提出	募集要項	10	11 (5) ウ (ク) 当社は東京都に所在しており、「法人市民税」は課税対象外です。そのため、以下のとおり提出を予定しておりますが、内容でよろしいでしょうか。 ・国税分：法人税、消費税及び地方消費税（税務署発行の納税証明書〈その3〉未納がないことの証明） ・地方税分：法人都民税（都税事務所発行の未納のない証明） また、上記証明書はいずれも「未納がないことの証明」として提出する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。納税証明書（その3の3）をご提出ください。
7	暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書について	募集要項	11	11 (5) オ 各役員等全員の記名押印又は署名が必要ということですが、監査役も対象になりますでしょうか。また、記名押印又は署名の欄が様式では3名分となっていますが、それを越える場合は欄を追加してよろしいでしょうか。	本同意書における「役員等」には、一般的に会社法上の取締役・監査役等が含まれます。そのため、監査役も同意書への記名押印または署名が必要となります。 また、役員等が3名を超える場合は、欄を追加していただいて差し支えありません。
8	障害者雇用状況報告書の提出等に係る申告書について	募集要項	11	11 (5) ク 「本様式は、障害者雇用状況報告書の提出義務がない応募者のみ提出」と記載がありますが、障害者雇用状況報告書を既に提出している団体の場合、本様式の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。また、その場合、障害者雇用状況報告書の写し等の提出も不要でしょうか。	お見込みのとおり、様式8の提出は不要です。また、障害者雇用状況報告書の提出も不要です。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
9	応募書類	募集要項	11	11（5）シ 市長が必要と認める書類（該当がある場合に限る）とありますが、具体的にはどういったものになりますか。また、該当の有無を判断できる基準等をお示しください。	基本は募集要項11（5）ア～サまでの資料で該当がするものをご提出ください。提出いただいた応募書類を確認する際に、川崎市側でさらに資料が必要だと判断した場合は、別途資料をご提出いただく場合があります。応募者が独自に判断して提出する必要はありません。 また、提出された書類に応じて判断するものとなりますので、基準等はありませんが、別途資料の提出をお願いするときは極めて限定的になると考えています。
10	作業報酬下限額	募集要項	15	作業報酬下限額の上昇をどの程度勘案されているか。	賃金に関する統計をもとに過去の長期的な上昇率を見込んでいます。人件費については、賃金に関する統計から類似する職種の値及び市内類似施設の実績値をもとに設定しています。
11	水道光熱費	仕様書	2	太陽光発電設備が設置となっているが、電気代はどの程度を想定しているか。また水道代、ガス代の想定額も合わせてご教授ください。	水道光熱費は、同規模類似施設を参考に指定期間を通して、総額27,847千円を想定しています。 現時点で太陽光の発電量は想定できないため、この金額には含まれていません。
12	飲食可能な範囲	仕様書	2、3	多目的活動・飲食スペース以外の飲食可能範囲についてご教示ください。	多目的活動・飲食スペース以外のスペース・諸室での飲食の可否については定めておりません。開設前準備において、施設利用のルールを定める中で、検討することとなります。
13	屋上	仕様書	2、3	屋上の動線について、太陽光パネルやキュービクルエリアへの一般利用客の出入りはどのようにになっているのかご教示ください。また、同屋上にハト小屋とあるが、この運用についてご教示ください。	屋上の太陽光パネルやキュービクルエリアについては、一般利用者を入れることを想定していません。また、ハト小屋は建築用語で屋上に設けられる箱状の構造物を指します。主に電気配線や設備配管、ダクトなどを屋上へ貫通させるために設けられ、外部環境からこれらを保護する役割となります。
14	施設の概要	仕様書	3	3（2）■施設内容 施設運営等スペースの倉庫について、市民利用についてはどのような利用の仕方を想定されていますか。	利用団体等による市民利用に必要な備品等やまちのリビングのテーブル、椅子等を収納することを想定しています。
15	支所の移転作業	仕様書	4	コミュニティセンターの供用開始日は令和10年9月20日を予定しており、支所は9月中との記載があるが、支所の移転作業（パソコン、電話、システム機器等）は、コミュニティセンターの閉館後、夜間作業になるという認識で良いか。	コミュニティセンターの運営に支障がない範囲で移転作業を進める予定ですが、現段階で移転する日時や作業内容等が決まっていないため、今後調整いただくことになります。
16	いこいテラス	仕様書	5	屋上（いこいテラス）について、運営時間が午後9時までとなっているが、照明等の設備は整備事業者により整備されるとう認識で良いか。屋根のない空間については足元を照らす必要があると考える。	屋上広場の照明等については、施設整備事業者が歩行補助など最低限の照明設備を整備します。仕様書上は21時までとしていますが、夜間の安全管理など運用方法について、市との協議をもとに決めていきたいと考えています。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
17	施設保守管理（点検等）による運営時間変更	仕様書	6	BTM+O方式のため、保守管理は施設保守管理事業者の範疇となるが、キュービクル等のメンテナンスのための定期的な休館日や夜間休館が設けられるという認識で良いか。その場合はP6の「運営時間、利用時間、休館日、休室日は、本市が別に指示する場合に変更することがある。」に含まれるという認識で良いか。	施設の保守管理に休館等が必要な場合には、仕様書5(2)イのとおり運営時間を変更させていただきます。
18	利用人数の把握	仕様書	7	7（1）イ 来館者数の把握について、把握方法について想定されているものがありますか。	来館者数・利用者数（年代別）・各スペースの利用状況の把握方法については、提案事項となっておりますので、検討のうえ、提案をしてください。なお、仕様書7(1)ウの5点目のとおり、児童の入退館を管理する受付は必ず設置してください。
19	利用者数の把握	仕様書	7	「本施設の利用状況について、①来館者数、②児童の利用者数、③各種イベント等の参加者数及び予約利用した団体の利用者数（③は年代別に把握）を集計して市に報告すること。」とあるが、だれでも自由に利用ができる施設を目指す上で、利用時に何らかの手続きを求める事はハードルとなることが想定されることから、①の来館者数については、入り口にセンサー等を設けて算出する形で良いか。	センサー等の設置により、当該仕様を満たすことができれば可能ですが。ただし、仕様書7（1）ウの5点目のとおり、児童の入退館を管理する受付は必ず設置してください。
20	利用者数の把握	仕様書	7	「各スペースにおける自由利用について利用人数や年代等の利用動向を把握し、市に報告すること。」とあるが、利用時に何らかの手続きを求める事はハードルとなることが想定されることから、職員の定期的な目視により算出する等、概算値となる認識で良いか。	利用人数や年代等の利用動向を把握できるのであれば、職員の定期的な目視で対応いただいて構いません。
21	利用者数の把握	仕様書	7	「本施設の利用状況について、～～」について、③の年代別は、10代、20代というような年齢で区切る認識で良いか。または、未就学児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者というように区切る認識で良いか。	乳幼児、小学生、中学生、高校生、成人、60歳以上で区切ることを想定しています。
22	利用者数の把握	仕様書	7	「本施設の利用状況について、～～」について、②の児童は18歳以下という認識で良いか。その場合、こども文化センターのように未就学児、小学生、中学生、高校生というような世代に分ける必要があるという認識で良いか。また、「児童の入退館を管理する受付を設置し、適切に運用すること。」とあり、川崎市こども文化センター運営要綱に記載の「利用者は、その都度入館状況調査表に必要事項を記載しなければならない。」という部分のとおり入館表の記載が必要という認識で良いか。その場合、必須となる記載事項はあるか。	児童福祉法第4条の規定に基づき、児童とは、満18歳に満たない者としています。児童の利用状況については、他のこども文化センターと区分を合わせるため、「乳幼児、小学生、中学生、高校生」で分けて集計いただくことを想定しています。児童については、利用中のケガや事故等が発生した場合、迅速に保護者や学校等に連絡する必要があることから、入館時に「氏名、学校名、学年、緊急連絡先」等を記載いただくことを想定しています。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
23	自動車を運行する場合	仕様書	7	7 (1) ウ 児童の移動のために自動車を運行する場合とありますが、この自動車は何を指しますか。リース等で常時車両を用意することとどうぞ。その場合は、車両の仕様や要件、運転手の資格等をお示しください。	各施設外での活動やイベント（遠足等）に自動車を運行する必要が生じた場合を想定しており、常時車両を用意していただくことは想定しておりません。
24	施設保守管理事業者	仕様書	7	7 (1) エ 施設保守管理事業者とはどなたを指しますか。また、ここでの定期清掃費用等は考えなくていいとの認識で間違いないでしょうか。	「施設保守管理事業者」とは、別途公募・選定した「田島地区複合施設整備等事業」の事業者を指します。当該事業における施設保守管理業務は、施設の保守管理、修繕・更新、清掃（日常及び定期）です。そのため、指定管理者の業務は定期清掃は含まれません。指定管理の清掃業務は、仕様書7(1) エ(ウ)のとおりです。
25	保安警備業務	仕様書	8	7 (1) エ (イ) 常駐する警備員について、資格等の定めはありますでしょうか。	原則として警備業法に基づくことが求められます。常駐する警備員には資格等の取得は求めません。ただし、警備業務検定合格者の配置は望ましいと考えます。
26	警備員	仕様書	8	1名以上の警備員を常駐させることあるが、警備業務はどのような水準を想定しているのでしょうか。求められる仕様と想定予算をお伺いします。	常駐警備員の警備業務の水準については、警備業法第19条に基づき策定される警備員教育計画の趣旨「適切な教育・訓練を受けた警備員による業務遂行施設の規模や利用状況に応じて、事故・トラブルの未然防止と円滑な施設運営を目指す水準」を考慮してください。なお、警備業法第14条（警備員の制限）は必ず遵守してください。 なお、想定予算については、指定管理料（基本委託料）の積算に係る内容であるため、お示しすることができません。
27	清掃	仕様書	9	保守管理業者が行う清掃業務について、トイレ・共用スペース等は、毎日清掃されるという認識で良いか。その場合、実施される時間は開館時間中となる認識で良いか。	お見込みのとおりです。
28	修繕	仕様書	9	7 (1) ケ 小破修繕、軽易工事について、限度額の範囲内とありますが、この範囲内についてお示しください。（積算にひつようなため）	施設の修繕は、基本保守管理事業者が対応しますが、仕様書12表のとおり、「指定管理者の故意又は過失による損傷」及び「運営による損傷、第三者の行為による損傷等」については、指定管理者の対応となります。運営や管理手法で差が出てくるものと考えていますので、貴社管理施設等を参考に算定してください。
29	修繕	仕様書	9	吹き抜け部分など高所の電球交換・エアコン整備は運営事業者の範疇になるという理解で良いか。その場合、足場を組む等の高所作業が発生するか。	保守管理事業者の実施範囲となります。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
30	備品	仕様書	9	7（1）コ 各施設の備品リストをお示しください。	各施設の備品リストは、別紙1「各施設備品リスト一覧」を参照してください。なお、添付資料⑩に記載された「什器・備品等」については、施設整備事業者が用意するもので、「運営で想定される設備・機器等」は指定管理者で用意するものとなり、開設準備業務委託で調達することになります。
31	各施設の備品リストについて	仕様書	9	7（1）コ わくわくプラザを含む各施設の備品リストをお示し下さい。	それ以外に事業計画で必要な設備・機器等については、その内容・額及び活用方法案等について、提案してください。提案いただいたものを市と協議の上、開設準備業務委託で調達します。
32	電気契約	仕様書	10	7（1）チ 電気契約は再生可能エネルギー100%電力により契約とのことです が、この契約は指定管理者が電力会社と契約をするとの認識で しょうか。その場合、相手方の電力会社は既に決まっていますか。もしくは、 候補会社等はありますか。	本施設の電気契約は指定管理者が電力会社と行います。 電力会社は決まっていませんが、川崎市における電力契約においても、環境配慮電力入札を行っておりますので、参考にしてください。 (参考) 川崎市環境配慮電力入札の実施について（市HP） <a href="https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013849.html">https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013849.html</a>
33	電気契約	仕様書	10	施設の電気契約は再生可能エネルギー100%電力により契約すること。 とあるが、川崎未来エナジー株式会社との契約を想定していますか。	想定している特定の電力会社はありませんが、川崎市においても、環境配慮電力入札を行っておりますので、参考にしてください。 (参考) 川崎市環境配慮電力入札の実施について（市HP） <a href="https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013849.html">https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013849.html</a>
34	AED	仕様書	11	7（1）ト（ア）a 設置場所を分かりやすく表示とありますが、サイン表示等は調達と一緒に と思われますが、具体的に指定管理者がすべき「分かりやすく表示」とは はどういったものか、お示しください。同じく、（ウ）サニタリー ボックスの設置についても、調達と一緒にと思われます。指定管理者が用 意する場合、個数や仕様等について、お示しください。	別途公募・選定した「田島地区複合施設整備等事業」の事業者による各種サインと 整合性を図るとともに、ユニバーサルデザインの観点から検討・実施をしてください。 なお、「分かりやすく表示」とは、利用者が施設内で迷うことなく目的の設備 等に到達できるよう、必要な案内サインや表示板等を適切な位置に掲示することを 指します。なお、施設内の諸室等を案内するためのサインは、施設整備等事業にお いて整備を行いますが、AEDの設置場所の案内については、指定管理者にて行って いただきます。 また、サニタリーボックスについて、仕様書には「設置」とありますが、サニタ リーボックスは施設整備事業において各個室に設置し、保守管理事業者が定期的な 清掃を行いますので、指定管理者においては仕様書7（1）ク（ウ）のとおり、定期的な 衛生管理を行ってください。
35	ウォーターサーバー	仕様書	11	ウォーターサーバーの保守点検が求められているが、設置は指定管理 者、施設保守管理事業者どちらが実施するか。また、その場合の設置台 数は何台か。	ウォーターサーバーは、市の環境局が賃貸借・保守契約によって1台を設置している もので、受注事業者により、少なくとも半年に1回以上、定期点検、フィルター交 換、メンテナンス及び清掃が行われます。指定管理者が行う作業としては、日常点 検（電源、表示部）、日常清掃（給水口、受け皿ほか）、3日以上使用しない場合 の排水などとなり、費用は発生することを想定していません。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
36	専用利用時間帯	仕様書	11	7 (2) ア 児童の年代別の専用利用時間帯を設定するとありますが、想定されている（もしくは現行の）時間帯や区分けについてお示しください。	<p>こども文化センターの利用者は、「児童、児童福祉関係者、地域活動団体等」で、児童以外の利用者が限られていることから、基本的には全ての時間において、児童の自由利用が優先となっています。</p> <p>平日の午前中や夜間等、児童の自由利用が比較的少ない時間帯においては、各館において調整の上、他の利用者に支障がない範囲で、事前に登録した市民団体等に利用許可を行っていますが、夏休み等の市立小学校の長期休業期間中においては、原則として、団体利用は受け付けず、児童の自由利用を優先しています。</p> <p>なお、利用時間は、午前9時30分から午後9時まで（ただし、小学生以下の利用者は、午後6時まで）、日曜日及び祝日は、午前9時30分から午後6時までとなっています。</p> <p>また、いこいの家では、午前午後（午前9時から午後4時まで）ともに高齢者の団体及び個人での利用があり、こども文化センターでは放課後から夕方までが児童利用の多い時間帯となります。</p> <p>本施設開設準備期間で各施設の状況を踏まえ、指定管理者で設定していただき、開設後は利用動向を踏まえ、適宜変更いただいても構いません。ただし、設定、変更是市と協議してください。</p>
37	優先予約等	仕様書	11、12	7 (2) イ及びウ 高齢者団体の優先予約等についての記載がありますが、一般予約との相違点、配慮すべき事項等についてお示しください。また、この記載は、システム的な配慮であり、人的な対応ということではないとの認識でよろしいでしょうか。	<p>老人いこいの家の機能を継承することから、現在利用している団体については、動的スペースや静的スペース等を優先的に利用できることとしています。</p> <p>一般予約については、児童の利用動向に応じた年代別の専用利用時間帯、高齢者団体の優先予約、指定管理者が行う事業以外で余剰が生じた場合には、貸し出すことも可能と考えています。貸出手法については、現施設の利用状況や利用者、地域住民等の意向等を確認し、より適切な方法を指定管理者で検討いただく形となります。</p>
38	キッチン設備	仕様書	12	7 (2) カ (イ) ここで記載されているキッチン設備とは、図面上の調理スペースのこととで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	図書	仕様書	12	7 (2) カ (ウ) 「まちのリビング」に設置予定の図書スペースについて、配架する図書は現在各施設に配架済の図書の認識でよろしいでしょうか。	田島こども文化センターで保有する図書については、コミュニティセンターでも引き続き配架する予定です。追加で児童書に限らず図書等を配架することについて、提案いただいても構いません。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
40	交流・コミュニティづくりに関する業務	仕様書	13	7（3）ア 川崎区ソーシャルデザインセンターと連携した取り組みについて、想定されている具体的な取り組みがあればご教示ください。	川崎区ソーシャルデザインセンター（以下「川崎区ＳＤＣ」という。）は、「これから のコミュニティ施策の基本的考え方（平成31年3月）」に基づき、「連携メンバー」として登録する団体・個人のネットワーク全体と、そこで行われる「交流」「相互支援」の取組を通じて、参加のきっかけとなる地域の居場所「まちのひろば」を創出する役割を担っています。川崎区ＳＤＣは、令和6年度より本格実施し、インスタグラム等のSNSアカウントで活動状況についても広報しておりますので、御参照の上、これらの取組との連携を意識した誰もが参加できるイベントや地域のコミュニティづくりにつながる企画等を提案してください。
41	植栽の管理	仕様書	13、25	植栽の管理（地域との協働で管理するスペース）は図面1F,2F建物外周の植栽（低木）と屋上のいこいテラス部分の植栽を管理する認識で良いか。屋上のいこいテラスは屋上防水の観点から大型プランターでの運用となりますでしょうか。	現段階では、管理スペースを明確に定めておりません。今後、設計を詰める中で管理する部分を調整していくますが、図面上にある植栽の一部が管理スペースとなる予定です。また、運用方法についても、整備事業者や地域住民等と協議し、決めていく予定です。
42	植栽の管理	仕様書	13、25	植栽の管理について「地域住民や団体等と共同で管理するものとし、そのスペースを活用して地域のコミュニティづくりにつながる取り組みを行うこと」と仕様書に記載があるが、地域住民や団体等から要望が出ており、既に地域で実践されているような取組を本施設でも実施する、というイメージでよろしいでしょうか。また市民との共同管理について、想定する役割分担をお示しください。	「既に地域で実践されているような取組を本施設でも実施する」等の特定の取組想定はありませんので、市民との協働管理の方法も含め、提案をしてください。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
43	複写機等の設置・管理	仕様書	13	7 (3) エ 印刷機は1色刷りのものでよろしいでしょうか。現在設置されているものがあれば、機種についてご教示ください。印刷機・紙折機についても、現行機種、もしくは設置する機種の仕様等指定があれば教えてください。	印刷機は1色刷りを想定していますので問題ありません。 【参考1】市民活動コーナー「作業室」について 印刷機が設置される市民活動コーナーの「作業室」（※仕様書7(2)オ）は、現在、田島支所にも設置している「川崎区市民活動コーナー」の機能を想定しています。 ※「川崎区市民活動コーナー」の詳細は下記HP「川崎区市民活動コーナー基本情報」を参照してください。 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000026515.html">https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000026515.html</a> 【参考2】現在の印刷機の機種と運用について 1 既存機種 ① リソグラフ S F 9 3 9 ② カードベンダー C R - 1 ※教育文化会館、大師支所、田島支所とも同一の機器をリース契約している。 ※カードベンダーは令和8年度からICカードリーダーを導入し、各団体に配布したICカード毎の印刷枚数に応じた金額を請求する運用に変更予定。 2 印刷機使用時の消耗品の実費負担本年度実績 ① 印刷用紙・・・・各団体で用意。 ② 印刷機マスター・・・1枚あたり30円（製版） ③ 印刷機インク・・・1枚あたり0.5円（印刷）
44	中高生への取り組み	仕様書	15	7 (4) イ (ア) 中高生が中心となって企画から運営までを行えるような取組を推進とあります、事例や実績等がありましたらお示しください。	提案内容に係る内容であるため、お示しすることはできません。イベントや行事の企画については、添付資料②「既存の田島こども文化センターにおけるイベント・講座等の実施内容（令和6年度実績）」を参考にしてください。
45	支所との連携・協力	仕様書	16	支所等との連携・協力に関する業務について、区や支所が主催する事業や選挙時の施設利用等と記載があるが、具体的にどの程度のものを想定しているのか。	区や支所が主催するイベントやスポーツ大会などをコミュニティセンターの利用者に対し周知していただくことや、交通安全ポスター等、地域住民の作品を館内に展示していただくこと、また、各種事業の認知度向上や集客等の相乗効果が期待できるようなイベントの共催・協力等を想定しています。 選挙時においては、会議室が期日前選挙所となるため、選挙人を投票所に案内していただくこと等を想定しています。
46	わくわくプラザ事業の保険加入	仕様書	18	7 (9) ア (カ) 「利用者の求めに応じて」との記載がございますが、利用者の保険加入については任意で、保護者が希望された場合のみ加入手続きを代行する、と理解してよろしいでしょうか。また、加入する保険等のご指定があればご教示ください。	利用者の保険加入については任意で、保護者が希望された場合のみ加入手続きを代行するという理解で問題ありません。また、わくわくプラザで加入する保険について保険会社等の指定は行っておりません。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
47	わくわくプラザ事業の保険加入	仕様書	18	<p>7 (9) ア (カ)</p> <p>過年度において、おやつ等の提供を行った人数につき、ご教示ください。また、おやつ代の徴収方法についてご教示ください。</p> <p>※HPで「実費（1回110円から130円程度）でおやつを用意します」とあります。事業者側は、どのタイミングでおやつの提供希望を集約し、どのタイミングでおやつ代の徴収を行うかをご教示いただけます。</p>	<p>渡田小学校わくわくプラザでの令和6年度のおやつ提供児童数（延べ）は次のとおりです。</p> <p>4月:237名、5月:312名、6月:346名、7月:399名、8月:283名、9月:304名、10月:223名、11月:163名、12月:169名、1月:149名、2月:129名、3月:70名、合計:2,784名</p> <p>現在渡田小学校わくわくプラザを運営している法人では、おやつを希望される方は、保護者の方がわくわくプラザに来室し、専用の申込用紙を記入の上、現金払い申込む運用としています。締切日は月に2回設けています（月の前半分の申込締切日、月の後半分の申込締切日）。なお、申込方法や料金徴収の方法について決まりは無いため、利用するおやつ納品業者によって対応は変わる可能性があると考えています。</p>
48	職員配置	仕様書	20	常勤又はこれに準ずるもの2名を含む4名以上を配置すること、との記載があるが、コンシェルジュもこれに含まれるという認識で良いか。	お見込みのとおり、コンシェルジュも含みます。
49	田島支所の職員数	仕様書	20	運営事業者として常時4名を配置することと仕様書で定められていますが、支所の職員数は何名を想定しているのでしょうか。	現時点で複合施設開設時の職員数想定をお示しすることはできませんが、令和7年度は職員11名、会計年度任用職員5名体制となっています。
50	渡田小学校わくわくプラザの利用児童数について	仕様書	20	渡田小学校わくわくプラザの令和6年度の放課後児童健全育成事業の登録者数と、左記以外の利用児童数につき、ご教示ください。	<p>現在、明確に放課後児童健全育成事業の登録児童数は集計しておりませんが、放課後児童健全育成事業の国庫補助を申請する際の基になる登録児童数（定期的な利用がありかつ保護者が就労している児童数）については次のとおりです。</p> <p>令和6年4月</p> <p>わくわくプラザ登録児童数：259名（うち定期利用かつ保護者就労：106名）</p> <p>延べ利用児童数：2,454名（うち定期利用かつ保護者就労：1,506名）</p>
51	自主事業	仕様書	21	コミュニティセンターにおいて目的外使用にあたる自主事業とは、どのようなものが想定されるか。また目的外の場合の使用料とはどのように算出されるか。	<p>目的外使用の判断について、事業内容をもとに個別で判断させていただきますが、基本は本施設の設置目的に沿わないものを想定しています。</p> <p>目的外使用料の金額は、使用料の算定基準を参照ください。</p> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000082213.html">https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000082213.html</a></p>

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
52	自動販売機の設置	仕様書	21	9 (2) 自動販売機の設置について、想定されている設置台数をお示しください。また市側で設置する予定はありますか。	自動販売機の設置可能台数は1台となります。 市として設置することはありませんが、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉団体等が設置する自販機については、指定管理者と団体が協議の上、設置する場合があります。 なお、旧田島支所では、一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会が自動販売機を1台設置しておりましたが、設置可否については、今後の協議事項となります。また、本施設の設計条件は1台の設置となっていることから、当協議会が設置する場合は、別途1台設置できるよう施設整備事業者と調整を行います。
53	職員の資質・能力の向上	仕様書	21、30	コミュニティセンターに求められる成果を達成するための人材として、どのような専門スキルの水準を想定されていますか。コミュニティセンターの各機能ごとにお示しください。また、その人件費単価の水準についても関係付けてお示しください。	専門スキルの水準については、仕様書8 (2)に基づき、仕様書に示す業務が問題なく実施できる職員配置を提案してください。また、人件費単価の水準については、提案内容に係わる内容であるため、お示しすることはできません。なお、評価は、募集要項の12 (2)選定基準により、職員体制、同種事業の運営実績、専門性の有無等について、提案等に基づき、評価をさせていただきます。
54	報告書等	仕様書	22	10 (1) ア及びイ 報告書等の記載がありますが、フォーマット等がありましたらサンプルとしてご提示をお願いいたします。	指定された様式はありません。指定管理者が用意した様式をもとに、市と協議のうえで、記載内容の詳細や書式等を定めます。
55	物価変動等による協議	仕様書	27	大師コミュニティセンターの質問事項では「基本委託料には一定の物価変動等が加味されているとあるが、どのような基準で加味し算出しているか。」の問い合わせに「人件費、水道光熱費、その他の費用の3分類として、関連する物価統計の過去の長期的な上昇率を見込んでいます。」と回答があるが、当該上昇率を上回る場合は協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。	仕様書12のとおり、予測不可能な物価変動リスクにより事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない状況が発生した場合は、協議の対象となります。 なお、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等赤字の原因が指定管理者ない場合は、別に定める基準により補填可能となる場合があります。
56	求められる評価の具体的な水準について	仕様書	30	コミュニティセンターのそれぞれの機能について、求められる成果の具体的な水準についてお示しください。またその評価方法について複数の部署にまたがる施策をどのように総合的に評価されるのでしょうか。	基本は、仕様書に定めている業務及び指定管理者の事業計画が確実に履行されているかを中心に評価を行います。 また、評価方法については、川崎区役所を中心に指定管理者のモニタリングや事業評価を行うことを想定していますが、こども文化センター及び老人いこいの家の機能を継承する施設となることから、適切な評価ができるよう、関係部署間で協議を行ってまいります。
57	協議事項	仕様書		各種協議事項につきまして、協議の相手方として、市のどの部局が想定されますか。川崎区役所が一義的に窓口と考えてよろしいですか。また他部署にまたがる場合、迅速なレスポンスは保証されますか。また、市から事業に関する指示や周知がある場合、全て区役所からの連絡の形だと考えてよいでしょうか。	指定管理者は主に支所と連携して事業を実施していくことになりますので、基本は川崎区役所が窓口となることを想定していますが、こども文化センター及び老人いこいの家の機能を継承する施設となることから、こども未来局及び健康福祉局とも協議や連携をする必要があります。 指定管理者が効率的に業務が実施できるよう、開設準備開始までに、協議体制・連絡体制等について、関係部署間で協議を行ってまいります。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
58	事業計画書	様式	様式9	事業計画書はPowerPointで作成して差支えありませんか。その場合、色、フォント、字体等々の制限や決まりはありますか。	特に指定はありません。「川崎市田島コミュニティセンター指定管理者 様式集及び提出書類について」の2（1）②を参照のうえ、審査員等に見やすい配色やフォント等で作成してください。
59	わくわくプラザの維持管理に関する業務等について	添付資料	添付資料①	指定管理者で負担・実施した修繕について過去3年間の実績をお示し下さい。	指定管理者で負担・実施した渡田小学校わくわくプラザの修繕については、次のとおりです。 令和4年度…網戸サッシ新設取付工事（1枚）：39,600円 令和5年度…なし 令和6年度…手摺修繕工事：99,550円
60	わくわくプラザの維持管理一覧	添付資料	添付資料①	わくわくプラザ維持管理一覧表についてお尋ねです。 ・渡田小と記載のある列に「○：自己負担（直接払い）」とある項目について指定管理者の負担となるという理解で宜しいでしょうか。 ・上記の理解の場合、電気、ガス（プロパン）について過去3年間の実績額をお示し下さい。 ・併せて、ガラス清掃（業者）、除草（業者）、電気工作物保守点検（電気事業法）、フロン法定点検（フロン排出抑制法）、害虫駆除業務、廃棄物処理業務について、過去3年間の実績額及び発注した事業者名をお示し下さい。	「○：自己負担（直接払い）」とある項目については、指定管理者の負担となります。 なお、こども文化センターの指定管理業務は、わくわくプラザ事業を含めて、複数の施設をグループ化して実施していること等の関係上、実績額としてお示しできるのは、各科目について施設数等で按分した額や合算した金額となります（可燃物の処理費用は手数料、それ以外の費用は業務委託料に含まれています）。また、事業者名については、提案内容（市内業者活用）に係る内容であるため、お示しすることができません。 令和4年度…業務委託料：330,707円、手数料：34,498円、水道光熱費：569,806円。 令和5年度…業務委託料：313,994円、手数料：32,383円、水道光熱費：474,159円。 令和6年度…業務委託料：525,868円、手数料：28,453円、水道光熱費：493,677円。
61	防火管理者	添付資料	添付資料①	(ウ) a 有資格者の中から防火管理者を選任とありますが、有資格者との要件（資格名称）についてお示しください。また、その有資格者の人数等についてもお示しください。	有資格者（「防火管理者講習」の受講及び修了、等）のうち、防災管理業務を適切に遂行することができる、管理的、監督的地位にある1名を選定してください。なお、現在の渡田小学校わくわくプラザの防火管理者は、田島こども文化センター館長（甲種防火管理者）となっています。詳細については、事業開始前までに防火管理者にかかる所管部署に確認の上、対応してください。
62	消火器等の消防用具	添付資料	添付資料①	(ウ) b 消火器等の消防用具を設けとありますが、設置は指定管理者が行うものでしょうか。その場合、仕様、個数等をお示しください。合わせて、サイン表示等についての考え方をお示しください。調達と同時に既に整備されているものの点検・更新という考え方の場合、設置内容、個数等々の仕様についてお示しください。	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の法令等に基づき、指定管理者において、必要な設備を設けるようにしてください。なお、渡田小学校わくわくプラザは、各階1本ずつ、計2本の消火器を配置していますが、必要な設備・機器等については、その内容・額及び活用方法案等について、提案してください。提案いただいたものについては、市と協議の上、対応を検討いたします。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
63	小学校との区分	添付資料	添付資料①	(ク) 廃棄物の処理について、小学校と区分して処理することですが、現在の運搬方法や頻度、処理費用等についてお示しください。	渡田小学校わくわくプラザの廃棄物対応については、可燃物は学校指定の廃棄場に廃棄の上、教育委員会に廃棄手数料を支払っており、それ以外の廃棄物については、田島こども文化センターに運搬して、廃棄量に応じて定期的に廃棄を行っています。処理費用については、上記質問No.60の回答のとおりです。
64	子育て支援・わくわくプラザ事業実績について	添付資料	添付資料⑤	子育て支援・わくわくプラザ事業における過去3年間の実績（利用登録者数、費用徴収者数、収入金額）をお示し下さい。	別紙2「子育て支援・わくわくプラザ事業実績」のとおりです。
65	わくわくプラザ事業	添付資料	添付資料⑤	わくわくプラザ事業について、添付資料⑤にて、実施時間が午後6時から午後7時とありますが、募集要項3ページに記載の午後6時までに、上記時間を加えての運営を想定するということで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	執務室とコンシェルジュ	添付資料	添付資料⑨	執務室について、指定管理者は1階（運営1）と2階（運営2）の両方に常駐することが必要でしょうか。またコンシェルジュ機能に関する運用イメージをご教示ください。	必ずしも常駐を求めてはおりませんが、1階（運営1）については、仕様書7（1）アの「総合案内に関する業務」を中心とした業務を行うことが想定され原則常駐することを想定しています。また、2階（運営2）については、運営事業者の執務室として利用することが想定されます。どちらも利用者が問い合わせや相談に訪れる可能性がありますので、不在とする場合でも、適切な案内や代替措置が必要と考えます。 なお、コンシェルジュ機能は、主に仕様書7（1）アの「総合案内に関する業務」を行うことを想定しています。
67	図面	添付資料	添付資料⑨	1F図面上で運営執務室と窓口スペースが横並びとなっておりますが、支所・運営事業者が行う窓口業務は、それぞれどのようなものを想定しているでしょうか。	1階の運営執務室1については、主に仕様書7（1）アの「総合案内に関する業務」を行うことが想定されます。支所窓口については、主に各種証明書（住民票や戸籍等）の発行業務を行います。
68	職員用駐輪スペース	添付資料	添付資料⑨	配置図に記載のある職員用駐輪スペースの「職員」とは、支所の職員の方を指しますか。指定管理者の職員が駐輪することは可能でしょうか。	利用していただいて構いません。 なお、職員用駐輪スペースの位置や台数については、開設準備期間に市と指定管理者で協議のうえ、決定したいと考えています。
69	図面	添付資料	添付資料⑨	1Fに休憩給湯室と給湯・休憩コーナーが設けられていますが、それぞれどのような運用を想定しているのでしょうか。	1階の休憩給湯室及び給湯・休憩コーナーについては、支所職員が使用することを想定しております。支所執務室外にある休憩給湯室については給湯設備を設けており、必要に応じて運営事業者の利用も可能ですが、一般的の施設利用者の使用は想定していません。 なお、2階の運営執務室内には、給湯設備のある休憩給湯コーナー2を設ける予定としています。

川崎市田島コミュニティセンター指定管理者の募集における質問への回答

No	項目	文書	ページ	内容	回答
70	調理スペース	添付資料	添付資料⑩	諸室等性能表の調理スペースの項目には「こども食堂、老人クラブ等の会食会、料理教室ができるようにする」と記載されていますが、2F調理スペースがこれにあたるという認識でよいでしょうか。また、既存のいこいの家の調理室の広さをお問い合わせします。	お見込みのとおりです。 なお、既存田島いこいの家の調理室は約14m <sup>2</sup> になります。
71	図面	添付資料	添付資料⑨	運営事業者が管理するスペースはオレンジ色の部分とまちのリビング部分であると理解していますが、1F会議室がオレンジ色になっています。会議室は支所の管理という理解でよろしいでしょうか。また、図面の色分けについて詳細をお聞かせください。	図面上の色分けは、支所関連スペースを水色、まちのリビングをベージュ、運営事業者関連スペースを薄いオレンジ、市民利用スペースを濃いオレンジとなっていますが、あくまで設計者の解釈による色分けとなっており、仕様書3「施設内容」とずれている部分があります。 支所会議室の管理や利用許可については、支所が行いますが、利用受付や鍵の管理等は指定管理者の業務に含まれます。
72	図面	添付資料	添付資料⑨	支所が管理するスペースは水色部分と理解していますが、1F支所執務室に隣接するミーティングスペースは運営事業者が使用することは可能でしょうか。	使用することは可能ですが、個人情報等も扱う支所執務室内であるため、事前に支所の了解を得たうえでの使用となることを想定しています。
73	wi-fi	その他		かわさきwi-fiなどのwi-fi環境は施設整備事業者もしくは川崎市にて整備されるか。	かわさきwi-fiについては、市による整備を予定しています。